

26 八生政発第 55 号
平成 26 年 10 月 23 日

八王子市監査委員	白柳	和義	殿
同	矢野	和利	殿
同	松本	良子	殿
同	高木	順一	殿

八王子市教育委員会
委員長 小田原 榮

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成25年度

監査テーマ	生涯学習の推進に係る事業の事務の執行について
監査項目	第2. 生涯学習事業に関する事務の執行について
意見項目	1. 生涯学習スポーツ部生涯学習政策課 (4) 成人式事業について
意見事項	【意見】 出席率の公表方法について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	成人式の出席率は市のホームページで開示されている。単純に算出された調査のみでは、成人式の出席率が近隣市と比較すると低く算出されている。学生の住民登録数の影響が大きく表れていることが要因である。近隣市では、出席者数や出席率を公表していない自治体も見受けられる。市として公表する目的を再度確認し、近隣市と比較して、誤解を生じさせるようなデータの提供と考えられる場合には、出席者数のみの公表など、公表方法の検討が望まれる。
措置内容	成人式は、全国的に行われている式典であり、対象者全員に案内状を送付している。 ホームページについては、課内で検討した結果、都合により欠席された新成人や、ご家族の方などが、成人式の様子を見ることができるよう、参加者数や写真などを掲載することは必要と考える。 また、出席率については、住民登録している大学生のうち、市外の地元で参加する方が多い現状のため、率が低くなるという誤解が生じることから、削除することにした。
措置時期	平成25年9月27日
所管部課	生涯学習スポーツ部生涯学習政策課

監査テーマ	生涯学習の推進に係る事業の事務の執行について
監査項目	第2. 生涯学習事業に関する事務の執行について
意見項目	1. 生涯学習スポーツ部生涯学習政策課 (7) 姫木平自然の家管理事業に関する事項について
意見事項	【意見2】 指定管理者の現金管理方法について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	指定管理者は、売上金を売上日ごとにまとめて金庫で保管している。現金は、売上締時に毎日現金をカウントしているが、金種表の作成を行っていない。現金の入出金頻度が高く紛失した場合には特定できない状況にある。 現金残高の誤謬を防ぐために売上金カウント時に金種表を作成するとともに両替時に金種表を更新する必要がある。金種表については担当所管から指定管理者に提示済みであり、今後、効果的なモニタリングを実施するための方法等を検討すべきである。
措置内容	金種表の作成および運用について指定管理者と協議し、12月1日より毎日の売上締時に更新されていることを、12月19日の施設訪問時に確認した。指定管理者においては、金種表をもとにした現金の入出の管理・残高の管理を営業日ごとに行い、施設支配人の検印押印の上保管し、市は期中・期末のモニタリング時に帳簿を点検することとした。
措置時期	平成25年12月19日
所管部課	生涯学習スポーツ部生涯学習政策課

平成25年度

監査テーマ	生涯学習の推進に係る事業の事務の執行について
監査項目	第2. 生涯学習事業に関する事務の執行について
意見項目	1. 生涯学習スポーツ部生涯学習政策課 (7) 姫木平自然の家管理事業に関する事項について
意見事項	【意見4】 共通販管費配賦について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>共通販管費配賦とは、指定管理者が本部人件費等を当該業務に配賦しているものであり、指定管理者が受託している業務の各施設の売上高に比例して負担させている。姫木平自然の家については、市の指定管理料及び利用料収入が売上高となる。市が支出している指定管理料の売上高に占める割合が徐々に上昇している。指定管理者が受託運営しているスキー場における収入が低減している一方、指定管理料はほぼ変更がないことが主因である。そのため、姫木平自然の家への共通販管費配賦率が増加傾向となっている。これについて、所管課は共通販管費配賦率の増加傾向を懸念しており、共通販管費配賦額の上限額を設定することで指定管理者から口頭で確認しており、今後、覚書など文書で取り交わす予定である。</p> <p>負担額の上限額を設定することは、指定管理者の現状からは有効であると考えられるが、決定に際して市民への説明が可能となるよう金額の根拠を明確にすることが必要である。また、指定管理者の売上高が変化し、指定管理料の割合が低下した場合の対応にも留意されたい。</p>
措置内容	指定管理者と協議の上、平成25年度における共通販管費配賦額について、指定管理者選定の根拠となった財務計画提出時の値を配賦額の上限とする旨の覚書を締結した。なお、平成26年度からは、年度協定書中に共通販管費配賦の上限額を記載することとしている。
措置時期	平成25年12月2日
所管部課	生涯学習スポーツ部生涯学習政策課

監査テーマ	生涯学習の推進に係る事業の事務の執行について
監査項目	第3. 図書館事業に関する事務の執行について
意見項目	2. 図書館業務について (4) 図書館事業の運営に必要な人件費の管理について
意見事項	【意見】 嘱託員、臨時職員の勤怠管理について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>臨時職員の給与は勤務時間を基準に計算されるため、正確な勤務時間を把握し管理することが肝要である。また、嘱託員にしても、超過時間がないことを前提にして勤務条件を決定しているかもしれないが、実際に超過時間があれば残業代を支払う必要があるため勤務時間を把握する必要はないわけではない。</p> <p>嘱託員や臨時職員の勤務時間は本人が証明するものではないため、上長等がチェック・承認することにより勤務実績を証明する必要があり、同時にチェック・承認の証跡を残すべきである。</p>
措置内容	平成26年1月から、嘱託員の出勤簿については、全館で統一の書式にした。具体的には出勤簿で勤務時間が明確になるようにするとともに、全員が押印するようにし、出勤時間については館長及び主査が確認し、退館は夜間担当者が確認を行い出勤簿の確認欄に押印し、当月終了時に館長が確認印を押印するように改善した。また、臨時職員についても同様に出勤時間を確認し、現在の出勤簿に勤務時間が明確になるような表示を加えるとともに、出勤・退館について担当職員の確認印を設け押印するように改善した。
措置時期	平成26年1月
所管部課	図書館部、学校教育部教職員課、総務部労務課

平成25年度

監査テーマ	生涯学習の推進に係る事業の事務の執行について
監査項目	第4. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
意見項目	1. 生涯学習スポーツ部文化財課 (2) 文化財保護普及事業について ③文化財保護審議会について
意見事項	【意見1】文化財保護審議会に関する情報公開について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>市では、会議の公正性の確保と透明性の向上を図り、もって市政について市民に説明する責任を果たし、開かれた市政の推進を図ることを目的とするため、会議の公開に関する指針を定めている。会議の公開に関する指針では、審議会などの会議は、情報公開条例の非公開事項に該当する場合を除き、原則として公開するものとされている。</p> <p>平成22年度からの文化財保護審議会会議録の開示状況をホームページで閲覧したところ、平成22年度第4回、平成23年度第2回及び第3回の会議録が開示されていなかった。会議録が公開あるいは作成されない場合には、上記指針に沿って、その理由等を開示することが必要とされている。</p> <p>会議の公開に関する指針等の趣旨に従って、適時に会議に関する事前の開示や会議終了後の会議録開示など、慎重な対応が望まれる。</p>
措置内容	<p>現在は会議の公開に関する指針に従って、適時に会議開催日の事前公開や会議録の公開を行っている。</p> <p>上記指針に基づき、平成25年12月5日に平成25年度第1回文化財保護審議会会議録を公開した。</p>
措置時期	平成25年12月5日
所管部課	生涯学習スポーツ部文化財課